

お結び訪問看護ステーション

運営規定

株式会社オフィスブルームーン

第 5 版

お結び訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社オフィスブルームーンが開設するお結び訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた支援が必要な者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、支援が必要な者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 お結び訪問看護ステーション
所在地 兵庫県宝塚市伊子志2-17-14

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
② 営業時間 午前 9 時 00分から午後 5 時 30分までとする。
③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル未満 0 円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル以上 500 円

3 死後の処置料は、22,000 円(税込)とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受け、領収書を交付することとする。

5 事業の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宝塚市、伊丹市、西宮市とする。必要に応じ尼崎市、川西市、猪名川町も実施地域とする場合がある。

(衛生管理等)

第9条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者(看護師等)に周知徹底を図ること
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること
 - (3) 事業所において従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施すること
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置をとること
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第14条 事業者は、適切な事業が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第15条 事業所は、その提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第16条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 カ月以内
 - ② 継続研修 年 3 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 5 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービス提供が完了した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社オフィスブルームーンとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。

改版履歴			
版数	改定日	ページ	変更内容
1	R5.2.1		初版
2	R5.11.1	1	伊丹サテライトについてもこの運用規定は適応されるものとする。
		1	第3条追加 名称 訪問看護ステーション結 伊丹サテライト 所在地 兵庫県伊丹市昆陽 8 丁目15 真福マンション 301
		2	伊丹サテライトの通常の事業の実施地域は伊丹市とする。
3	R6.3.31	3	第13条追加 (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者(看護師等)に周知徹底を図ること (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること (3) 事業所において従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施すること (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
4	R6.7.1	1	第 1 条変更 事業所名 お結び訪問看護ステーション
		1	第 3 条変更 名称 お結び訪問看護ステーション 所在地 兵庫県宝塚市逆瀬川 1 丁目13-18 宝祥ビル202 名称 お結び訪問看護ステーション 伊丹サテライト 所在地 兵庫県伊丹市桑津 2 丁目10-27
		2	第 7 条変更 3 死後の処置料は、22,000 円(税込)とする。
		2	第 8 条変更 通常の事業の実施地域は、宝塚市、伊丹市、西宮市とする。伊丹サテライトの通常の事業の実施地域は宝塚市、伊丹市とする。必要に応じ尼崎市、川西市、大阪府豊中市も実施地域とする場合がある。
5	R6.12.16	1	第1条 変更 株式会社オフィスブルームーンが開設するお結び訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた支援が必要な者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
		1	第3条 変更 名称 お結び訪問看護ステーション 所在地 兵庫県宝塚市伊子志2-17-14 第3条 削除 名称 お結び訪問看護ステーション 伊丹サテライト 所在地 兵庫県伊丹市桑津 2 丁目10-27
		1	第5条 変更 ② 営業時間 午前 9 時 00分から午後 5 時 30分までとする。
		2	第7条 変更 ② 実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル以上 500 円
		2	第8条 変更 通常の事業の実施地域は、宝塚市、伊丹市、西宮市とする。必要に応じ尼崎市、川西市、猪名川町も実施地域とする場合がある。

